

# 近江舞子しょうぶ苑 デイサービスセンター

通所介護・介護予防通所介護相当サービス

運営規程

社会福祉法人  
志賀福社会

## 通所介護・介護予防通所介護相当サービス事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人志賀福祉会（以下「事業者」という）が開設する近江舞子しょうぶ苑デイサービスセンターが行う通所介護・介護予防通所介護相当サービスの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護師、介護職員等の従事者（以下「従業者」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態（介護予防通所介護相当サービスにあっては要支援状態または事業対象者）にある高齢者に対し、適正な通所介護及び介護予防通所介護相当サービス（以下、「通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 本事業所の通所介護事業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。介護予防通所介護相当サービスの基本方針として、利用者の心身機能の改善、利用者の自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い生活機能の維持又は向上を目指す。

2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護（介護予防）支援事業者、他の居宅（介護予防）サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

4 上記の他、大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び大津市介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱を遵守する。

### (事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 近江舞子しょうぶ苑デイサービスセンター
- (2) 所在地 滋賀県大津市南小松90番地

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。又通所介護計画・介護予防通所介護相当サービス計画の作成に関わる。

- (2) 生活相談員 1名以上

管理者の補助並びに利用者又はその家族の生活の相談に応じるとともに、それぞれの利用者に応じた通所介護計画・介護予防通所介護相当サービス計画を作成し、利用者またはその家族に対しその内容等について説明を行うものとする。なお、通所介護計画・介護予防通所介護相当サービス計画の作成にあたっては居宅サービス計画・介護予防相当サービス計画に基づいたサービスの実施を行う。

- (3) 看護職員 1名以上

通所介護計画・介護予防通所介護相当サービス計画に基づき主として利用者の健康管理を行う。  
又、家族・主治医との連携に努める。

(4) 介護職員 4.5名以上

通所介護計画・介護予防通所介護相当サービス計画に基づき主として利用者の介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

通所介護計画・介護予防通所介護相当サービス計画に基づき主として日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(6) その他補助職員

利用者の状況に応じて配置し、本所職員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日 月・火・水・木・金・土曜日

ただし、年末年始の4日間、(12月31日～1月3日)を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

サービス提供時間 午前9時15分から午後5時00分(7時間45分)

延長利用可能時間 午前8時15分から午前9時15分

午後5時00分から午後7時00分

(通所介護等の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は1日32人とする。

(注：利用定員は当該事業所において、同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること)

(通所介護等の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 通所介護等の内容は次の通りとし、通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣及び大津市長が定める基準によるものとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割の額とする。(負担割合証に示される額)

- ① 入浴サービス
- ② 給食サービス
- ③ 生活相談
- ④ レクリエーション
- ⑤ 機能訓練
- ⑥ 健康チェック
- ⑦ 送迎
- ⑧ 延長サービス

2 キャンセル料金は緊急時以外で電話連絡のない場合 790円(食事代とおやつ代)とする。また、事前に時間外利用を希望されたときで電話連絡がない場合、早朝分 320円夕～夜間分 740円(食事代)とする。

3 前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- ① 事業所の通常の事業実施地域以外に居住する者に対して行う送迎に要する費用
  - I 事業実施地域を越える地域を起点として片道10km未満 500円
  - II 事業実施地域を越える地域を起点として片道10～15kmまで 1000円
  - III 事業実施地域を越える地域を起点として15km以上は5km増す毎に500円加算
- ② 通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係わるものの提供に必要となる費用のうち、通常の指定通所介護に係わる基準額を超える費用
- ③ 食材料費・・・690円

- ④ おやつ代・・・100円
- ⑤ おむつ代・・・100円 パット・・・20円 紙パンツ・・・100円（苑の使用時のみ）
- ⑥ クラブ活動費・・・100円/月（参加者のみ）
- ⑦ 喫茶代・・・100円（参加者のみ）
- ⑧ 謄写費（複写物1枚当たり）10円
- ⑨ 証明書発行費用・・・100円
- ⑩ サービス提供時間を超える時間の利用・・・500円/30分（要介護認定者のみ算定）  
（超過利用可能時間 午前8時15分～9時15分、午後5時00分～7時00分）
- ⑪ 超過利用にて食事提供を希望されたとき 朝食320円、夕食740円
- ⑫ 前号に掲げるもののほか、指定通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供において通常必要となるものに係わる費用であって、利用者に負担を求めることが適当と認められる費用

4 前項の費用の支払いを受けるには、利用者又はその家族に対し事前に説明を行った上で、支払いの同意を得なければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は大津市（小松・木戸・和邇・小野・真野北学区）・高島市（旧高島町・安曇川町）とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、通所介護等の提供を受ける際に、利用者及びその家族が留意すべき事項は次の通りとする。

- (1) 利用者が機能訓練室を利用する際には、従業者の支援のもとで利用すること。
- (2) 利用者の体調によっては入浴等を中止する場合があること。
- (3) 利用者及びその家族は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がける。
- (4) 利用者及びその家族は他の利用者及び従業者に対して、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力・暴言等を行ってはならない。

（事故又は緊急時における対処方法）

第10条 本事業所に勤務する職員は、通所介護等実施中の利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかにご家族・主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する通所介護等の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第11条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。（施設消防計画に順ずる）

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

3 非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することが出来る体制を構築するよう努めなければならない。

（苦情に対する対応方針）

第12条 事業者は、自ら提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業者は、自ら提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(個人情報の保護)

第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(人権擁護、虐待防止)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画策定)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとし、定期的に見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行うものとする。

(暴力団排除について)

第16条 本事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項について同じ。）であってはならない。

2 本事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(感染症対策の強化)

第17条 感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指示の整備、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）等を実施する

(身体拘束について)

第18条 事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとする。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこ

とができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条 本事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、又、常に業務体制を整備する。

2 事業者は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動にあって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、定期的に必要な研修に努める。

3 従業者は従業者でなくなった後においても利用者又はその家族の秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動にあって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人志賀福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成16年 7月 1日から施行する。  
この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成22年 9月 16日から施行する。  
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成25年 7月 1日から施行する。  
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。  
この規程は、平成27年 9月 1日から施行する。  
この規程は、平成28年 1月 1日から施行する。  
この規程は、平成28年 2月 1日から施行する。  
この規程は、平成28年 3月 1日から施行する。  
この規程は、平成28年 5月 1日から施行する。  
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成29年 10月 1日から施行する。  
この規程は、平成30年 2月 1日から施行する。  
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。  
この規程は、令和 2年 1月 1日から施行する。  
この規程は、令和 2年 3月 16日から施行する。  
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。  
この規程は、令和 3年 12月 1日から施行する。  
この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。  
この規程は、令和 5年 1月 1日から施行する。  
この規定は、令和 5年 9月 1日から施工する。  
この規定は、令和 6年 4月 1日から施工する。